様式第8号(第8条関係)

令和 3年 4月 1日

別府市長あて

住 所 別府市上野口町1番15号

氏 名 別府 太郎

法人にあってはその名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地

近隣区域影響調査報告書

温泉発電等の導入にあたり、近隣区域における自然環境及び生活環境に関する影響予測調査を行いましたので、その調査結果及び対応策について下記のとおり報告いたします。

記

1 事前協議事項通知書 令和 3年 3月 15日 第 ○○ 号

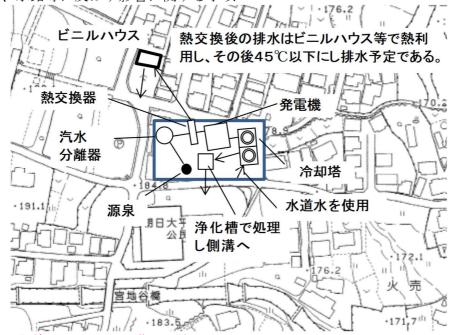
2 調査地域(※近隣区域の範囲を示した図面を添付すること。)



3 調査結果及び対応策

- (1) 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の発生に関する事項
- 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法など公害関係法令の特定 施設に該当する設備は存在しない。
- 発電設備の付帯設備に関しても、『電気設備に関する技術基準を定める省令』『発電用 火力設備に関する技術基準を定める省令』に該当する設備はない。
- 原動機出力 5.5 k w の冷却塔を設置する予定であることから、別府市環境保全条例の騒音に関する特定施設に該当するため、特定工場等設置許可申請書を提出する予定である。なお、騒音対策は同申請に添付する公害防止計画書により実施する方針である。

(2) 河川、水路等に及ぼす影響に関する事項



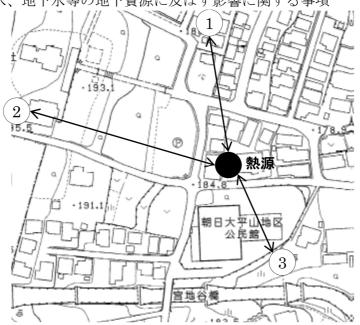
冷却水は水道局から上水を購入し使用する。

冷却塔からの排水は浄化槽で処理し側溝へ流す予定としている。側溝の使用に関しては 道路河川課と協議する予定である。

また、熱交換後の熱水の排水はビニルハウス等で熱利用し、別府市環境保全条例の規制 温度である45℃以下にした後に排水する予定である。

なお、排水等の水質基準は法令の基準を遵守する。

(3) 噴気、温泉水、地下水等の地下資源に及ぼす影響に関する事項



番号	所在地	所有者等	口径 (mm)	深度 (m)	温度 (℃)	湧出 量	距離 (m)	掘削
熱源	鶴見 950-4	(株) 東京自然 ファンド	80	400	ポテンシャル は別紙参照		_	新規
1	鶴見 897-36	温泉 太郎	80	220	98.0	噴気	120	_
2	鶴見 948-1	地獄 二郎	80	300	100	噴気	150	_
3	鶴見 936-8	湯野 華	地下水揚水用(別府市届出済)					

- 新規で掘削した熱源は、孔元で133 \mathbb{C} 、蒸気圧毎時1.5 t のポテンシャルを有している。
- 近隣温泉関係者は①と②の源泉の関係者となる。
- 熱源を新規掘削で確保したことから、当源泉と近隣の2ヶ所でモニタリングを行い、温泉湧出等の状況を確認していく予定である。
- 近隣区域内には他事業者による温泉熱を利用する施設及び温泉発電等設備は設置されていない。
- 発電に使用した後の温泉水については、ビニルハウス等で熱利用し、別府市環境保全条例の規制温度である45°C以下にした後に排水する予定である。

(4) 自然災害が発生した際の自然環境及び生活環境に及ぼす影響に関する事項

- 当該用地は地すべり等防止法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 などの自然災害を想定した地域規制等には該当していない。
- 汽水分離器などの第一種圧力容器を設置する予定となることから、構造規格の遵守及び 構造検査、溶接検査、落成検査等の法定検査の合格したものを設置することとする。
- 高圧の発電設備を設置することから柵等を設け、関係者以外は立ち入り禁止としたい。
- 保安規程の制定及び緊急連絡体制(別添の緊急連絡態勢図のとおり)の構築を行って災害発生時に備えることとしたい。なお、電気保安業務は(一財)九州電気保安協会に委託する予定である。その他の主任技術者は必要としない設備である。
- 災害発生時には緊急電源として電力が供給できるようにしたいと考えている。

(5) その他市から指示を受けた事項

○ 当該地区には別府市環境保全条例で市が指定する保護樹等は存在していないことを同市 環境課において確認済みである。